

## 今治ものづくりエール支援金についての よくある質問について

### ○質問 1

建設業は対象となりますか？

○回答

支援金の対象事業者は「日本標準産業分類大分類E 製造業」に属する事業を営む方が対象です。いわゆる建設業は「大分類D 建設業」に該当するため、支援金の対象事業者とはなりません。

自己の営まれている業種につきましては、日本標準産業分類をご確認ください。

参考 URL <https://www.e-stat.go.jp/> 統計分類をご確認いただけます。

### ○質問 2

日本標準産業分類大分類E 製造業に該当するかどうかはどのように判断されますか？

○回答

事業計画書に記載された「業種分類」欄及び「企業概要」欄の内容と、パンフレット・HP・写真・売上台帳などの添付書類で整合がなされているかを確認したうえで、最終的には総務省の定める日本標準産業分類大分類Eの規定に基づき審査において判断いたします。

### ○質問 3

募集要領に「日本標準産業分類大分類E 製造業を営んでいることがわかる書類」として、「写真」が記載されていますが、具体的にはどのようなものですか？

○回答

本支援金の対象となる、日本標準産業分類大分類E 製造業に該当すると判断するために、写真やパンフレット、HP、売上台帳などが必要となり、事業計画書の「企業概要」欄の記載内容と合わせて総合的に判断いたします。(質問2参照) そのため、写真をご提出される場合には、工場や、製造のための機械器具などが写っており、企業概要に記載されている事業を営んでいることが判断できるものが必要となります。

### ○質問 4

これから製造業を営むのですが、対象となりますか？

○回答

支援金の対象となる要件は、申請書等の提出時点において、製造業を営んでいることが証明できることとなります。(自社のパンフレット、写真、ホームページ、売上台帳などを添付)

**日本標準産業分類大分類E 製造業以外に属する事業**を営む方で、販路開拓など、新たに取り組むための設備投資は支援金の対象外となります。

### ○質問 5

本事業の予算総額を教えてください。

○回答

本事業予算は3億円となっております。

---

### ○質問 6

支援金には予算と審査があるとのことですが、申請を早くした方が有利ですか？予算がなくなると受付終了となりますか？

○回答

支援金の申請受付期間中（令和2年11月1日から令和3年1月31日まで）は、必要な書類が備わっているものは全て受け付けます。予算を理由に申請受付を拒むことはありません。支援金の趣旨に沿う取組みについて適格性などを審査し、順次補助採択するものです。審査の過程により、採択（不採択）に係る通知が遅れる場合がございます。補助の採択は予算の範囲内となります

---

### ○質問 7

1億円の設備投資をした際、支援金はいくらもらえますか？

○回答

1億円の設備投資についての補助採択がなされた場合、市内従業員数100人未満の事業者の場合、200万円（税別）となり、市内従業員数100人以上の場合、1,000万円（税別）となります。なお消費税及び地方消費税は支援金の対象外です。

---

### ○質問 8

申請に必要な書類に不備があった場合、受付はしてもらえるのでしょうか。

○回答

支援金事務局で確認し、不備があった場合はご連絡いたします。審査までに整わない場合は申請は受理せず、書類一式をお返しいたします。なお申請に必要な書類は募集要領P9をご参照ください。

---

### ○質問 9

審査の結果、不採択となった場合、書類を修正などして、再度提出できますか？

○回答

本支援金の申請は、1事業者につき1回限りですので、不採択となった場合、再度提出はできません。審査の結果、不採択となった場合、書類の返送はいたしません。

---

### ○質問 10

審査の内容は教えてもらえますか。

○回答

公表できるのは審査の結果のみとなります。審査の内容は公表いたしません。

---

### ○質問 11

支援金の交付決定後は先払いで支援金を受け取ることはできますか？

○回答

支援金は、交付決定後に概算払いを行うことができます。ただし、概算払いができるのは、その理由が認められた時のみとなります。（例：契約の相手方からの請求に基づき、支払いが必要となった時など）対象事業の実施にあたり必要となった理由を記載し、根拠書類（請求書や契約書の写しなど）と併せて提出していただくことが必要です。

---

### ○質問 12

特定非営利活動法人は支援金の対象になりますか？

○回答

特定非営利活動法人（NPO法人）は本支援金の交付対象となります。事業内容が日本標準産業分類大分類E 製造業に該当することが要件です。なお、認定特定非営利活動法人は対象外となります。

○質問 13

製造業以外の業種も行っていますが、製造業以外の業種部分に係る設備投資等は対象ですか？

○回答

製造業以外の業種部分に係る生産性向上に資する取組みは対象外です。

○質問 14

複数の業種を営んでおり、その一つの業種が製造業の場合、対象となりますか？

○回答

複数の業種を営んでいる場合、製造業に係る売上が、事業全体に係る**売上の過半数を占めている場合**、対象となります。その場合は売上台帳で確認いたしますので、写しを提出していただきます。

○質問 15

申請書類等について、事務局（今治商工会議所）で事前にチェックしてもらえますか？

○回答

必要書類の確認や、申請内容の確認は可能です。また書類提出後、書類の一部不備など簡易なものは、その旨ご連絡いたします。ただし、事業計画書の内容につきましては審査にかけることとなりますため、確認をもって補助採択の保証となるものではございません。

○質問 16

複数の設備投資に係る申請は可能ですか？

○回答

補助対象事業及び補助対象経費に該当する場合、複数の設備投資は対象となります。その際、事業計画書に、複数の設備投資を実施することで、総合的に生産性向上に資することが記載されている必要があります。なお複数の設備投資の中に対象外のものがある場合、その部分は除きます。

○質問 17

事業計画書について、生産性向上に資することがわかる具体的な数字の記載は必要ですか？

○回答

事業計画書は、取組内容が生産性向上に資することが判断できる必要があります。そのため、具体的な数字が記載されているとその判断がなされやすくなります。

○質問 18

事業実施後の実績報告の際、事業計画に記載した生産性向上の結果（出荷品の増加などの具体的な数字など）は必要ですか？

○回答

生産性向上に資する取組みであることは、支援金交付申請書の提出書類で確認いたします。実績報告には、事業が完了したことがわかる書類（事業完了報告書、設置した設備の写真や、請求書、納品書など）が必要となりますがその際、質問にあります出荷品の増加などの生産性向上の記載は求めません。

○質問 19

対象事業実施期間について、令和2年4月7日以降に発生した経費は、申請日以前のものであっても遡

及して対象となるとのことですが、4月7日以降に発生した経費とはどのように理解したらよいですか？

○回答

4月7日以降に発生した経費とは、4月7日以降になされた発注等により生じた経費となります。そのため、例えば4月7日以前に発注し、4月7日以降に納品等がなされたものは対象外となります。

---